

# シリーズ

第3回

## 「医療費適正化の取り組み」

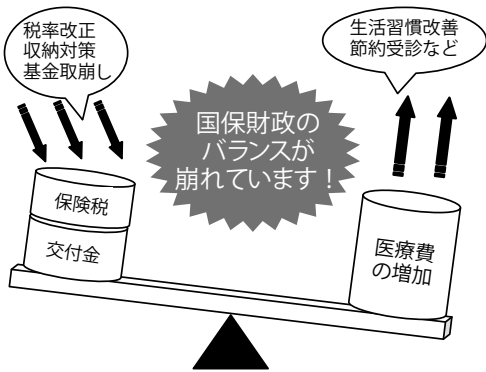
### 庄原市国保の将来のために

保健医療課国保年金係 ☎0824-731158

本市は平成22年度の医療費実績が、全国平均よりも高く、さらに県が定める基準を上回ったため、「医療費の高い市」に指定され、財政の安定化に向けた取り組みを実施している状況です。

#### 医療費の節約のためにできること

左図のように傾いた国保のバランスを元に戻すためにできることは何でしょうか？



- 現在治療中の方は、主治医の治療方針のもとで、これまでどおり適切な療養・服薬を行っていたく必要がありません。
- 現在継続的な治療を行っていない方や健康に自信のある方も、次のことに気をつければ、将来的な医療費（自己負担）が上がるのを抑えることにつながります。
- 生活習慣を改善する**
- ① 食へ過ぎや塩分の取りすぎに注意する。
  - ② 日常生活の中で積極的に体を動かす。
  - ③ 定期的な健康診断を受けて自分の体の状態を知り、結果によっては早期受診・早期治療を行いましょ。
- 節約受診を心掛ける**
- ① かかりつけ医、かかりつけ薬局を持ちましょ。
  - ② 特別な事情がない限り、診療時間内の受診を心掛けましょ。（割り増し料金の対象になります。）
  - ③ 定期的に健康診断を受けて自分の体の状態を知り、結果によっては早期受診・早期治療を行いましょ。

## 国保Q&A

**Q** 入院や通院で、毎月高額な医療費を支払っています。高額療養費の払い戻しが受けられますか？

**A** 自己負担限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。

### 70歳未満の方(世帯)の医療費の自己負担限度額

窓口で支払った額が、医療機関ごとに2万1千円以上のものを合計し、次表の限度額を超えた場合に支給

区分		自己負担限度額(月額)
A	上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1% ※4回目から83,400円
B	一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※4回目から44,400円
C	低所得者 (住民税非課税)	35,400円※4回目から24,600円

※過去12ヵ月間で同じ世帯で4回以上支給があった場合

### 70歳以上の方(世帯)の医療費の自己負担限度額

窓口で支払った金額をすべて合計し、次表の限度額を超えた場合に支給

区分	自己負担限度額(月額)		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% ※4回目から44,400円	
一般	12,000円	44,400円	
住民税非課税	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※過去12ヵ月間で同じ世帯で4回以上支給があった場合

医療機関や薬局の窓口で支払った額（入院時の食費負担や差額ベッド代などは含みません。）の合計が、暦月（月の初めから終わりまで）で一定額を超えた場合に、申請して認められれば「高額療養費」として支給されます。

領収書（原本）と、保険証・印鑑・世帯主名義の口座番号の分かるものを持参のうえ、担当窓口へご相談ください。

なお、自己負担限度額は、年齢や所得によって異なります。